

高松あすなるの会 生活再建セミナー・2015

その差押え違法です!

～税金や保険料などの滞納や差押えで生活に困らないために～

2015年3月29日(日)13時30分～16時30分(受付13時より)

サンメッセ香川 2階特別会議室 高松市林町2217番地1 ☎ 087-869-3333

- ・「基礎編 ～滞納処分の基礎知識～」
楠 晋一弁護士 (大阪弁護士会所属・京橋共同法律事務所)
- ・「応用編 ～鳥取児童手当差押え裁判判決を学び活かす～」
勝俣彰仁弁護士 (大阪弁護士会所属)
- ・「実務運動編 ～滞納処分・差押えに対する対応を考える～」
寺内 順子氏 (大阪社会保障推進協議会事務局長)

※資料についてはレジュメなどを用意しますが、『その差押え、違法です』(日本機関紙出版センター 2014年1700円)をご用意ください。必要な方はこちらでも準備しています。

2013年11月、広島高裁は児童手当が振り込まれた預金口座を差押えた鳥取県に対して「児童手当が預金になった後も児童手当としての属性は失われなかったので、その預金への差押えは違法」という判決を言い渡しました。画期的な判断とされています。

香川県では、例えば国保料(税)の滞納世帯は14.1%(2011年度)あります。2万世帯の国保加入者が国保料(税)を滞納し、生活に困窮している可能性があります。住民税などで年金が差押えを受けているケースもあります。

生活に困窮し税金の滞納が発生するだけでなく、その滞納処分ですます生活が苦しくなるケースが増えているとすれば由々しきことです。

主催: 高松あすなるの会 (高松市成合町559番地15 ☎ 0120-39-0476)

参加申込 FAX 087-885-2390

氏名	職種	所属	連絡先

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業